

三密回避安全マニュアル

宇都宮カクテル倶楽部

目 次

1. はじめに（新型コロナウイルス感染症について）・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
2. 施設が日頃留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
3. 旅行者に感染が疑われる症状がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
4. 検査後、旅行者に陽性反応が確認されたら・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
5. 従業員又はその家族に感染が疑われる症状が認められたら・・・・・・・・P 7
6. 2次被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
7. 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な相談窓口・・・・・・・・P 9
8. 感染症対策チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・P 10

1. はじめに（新型コロナウイルス感染症について）

新型コロナウイルス感染症に感染すると、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴で、感染から発症までの潜伏期間は1日から14日（一般的には約5日）といわれています。

【疑わしい症状】

- ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ウ 上記以外の方で 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

（※）重症化しやすい方

- ア 高齢者
- イ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方
- ウ 透析を受けている方
- エ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- オ 妊婦

2. 施設が日頃留意すべき事項

項目	注意点
密集対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者同士の間隔確保（テーブル、イス等の削減や空席をつくる等により確保） 2. 入場制限（入場人数の制限・コントロール等） 3. 入場時の健康確認（発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく）
手指の衛生等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員は、流水と石けんによる丁寧な手洗いを行うとともに、うがい、手指のアルコール消毒を実施する。 2. 旅行者に対しても可能な限り、手洗い、手指の消毒をすすめる。
施設の清掃・消毒	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旅行者及び従業員など多数の人が利用するところについて、徹底した清掃を行う。 2. 旅行者及び従業員など多数の人が頻繁に接触するところ（カウンター、イス、メニュー、灰皿、ドアのノブ、トイレのノブ、手すり、便器等）は、次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール等を使用して清拭を行う。 ※家庭用塩素系漂白剤を使う場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。（目安となる濃度0.05%）
廃棄物対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して廃棄。 2. ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 3. マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 4. トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
換気	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設内の換気は、入室直前、直後に行う。 2. 飲食スペースにおいては、窓やドアの開放による定期的な換気や、換気扇を常時稼働するなど換気を行うとともに、必要に応じ、食事中も窓を開け換気を行う。
従業員の健康管理等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員の健康状態（発熱、咳、倦怠感等）について、毎日チェックし、記録する。 2. 検温については毎日2回以上実施する（入社前、入社後、帰社前等）。 3. 全従業員がマスクを着用する。 4. 咳エチケットを徹底する。 5. 体調管理を最優先し、密閉空間での集会、不特定多数の方との対面接触は控える（海外渡航も自粛）など、他の人へ感染を拡げない行動を徹底する。

	<p>6. 体調不良の場合は休む（自宅安静と適切なタイミングでの受診及びその状況報告と記録）。</p> <p>7. 勤務シフトの見える化をする（勤務者確認）。</p> <p>8. 新型コロナウイルス感染症に関する情報を共有し、旅行者からの質問に対し、適切に対応できるよう社員教育を徹底する。</p> <p>9. ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。</p>
出入り業者	<p>1. 納品等の際の手指消毒等の徹底をお願いする。</p> <p>2. 施設内ではマスクの着用をお願いする。</p> <p>3. 足裏、台車などの消毒をお願いする。</p> <p>4. 発熱、咳、倦怠感がある場合は出入りを自粛していただく。</p>
トイレ	<p>1. 使用後はトイレの蓋を閉めてから流すように表示する。</p> <p>2. ペーパータオルを設置し、ハンドドライヤーや共用のタオルは禁止する。</p>
会計処理	<p>1. 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。</p>

3. 旅行者に感染が疑われる症状がある場合

(1) 帰国者・接触者相談センター（保健所）への連絡

- 旅行者から体調不良の申し出があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、内線電話等を用いて「くわしい症状」「いつ頃から」を確認の上、施設責任者と情報を共有する。また、必要に応じて体温計で体温を測る。

※体温計を複数の方が共有して使う場合は必ず毎回アルコール消毒液で消毒する。

- 症状のある旅行者の同意を得た上で、速やかに「帰国者・接触者相談センター（保健所）」へ連絡し、指示を受ける。

(2) 旅行者への待機依頼

- 観光施設で待機することとなった場合、感染が疑われる旅行者及び同行者（以下「感染が疑われる旅行者等」という。）に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明し、施設内の共有スペース（レストラン、浴場など）の利用を控えていただき、他の旅行者と接触しないよう個室での待機を依頼する。

(3) マスク着用の依頼

- 感染が疑われる旅行者等には、やむを得ず個室から外に出る際はマスクの着用と手指衛生を求める。（本人がマスクを持参していない場合は施設側から提供する。）

(4) 従業員の対応（接客）

- 感染が疑われる旅行者等に対応する従業員はあらかじめ指名しておくなど、その数を極力限定し、感染が疑われる旅行者等の対応に当たる。
- 感染が疑われる旅行者等に接触する場合は、マスクを着用し、感染が疑われる旅行者等から離れた際には、手指衛生を確実に行う。
- 感染が疑われる旅行者等への接触は、他の旅行者等に配慮しつつ、直接接しない対応を心がける。

(5) 施設の消毒

- マスク及び使い捨て手袋を着用して消毒を行い、作業後は、流水・石けんを用いた手洗い又はアルコール消毒液を用いた手指消毒を行う。
- 感染が疑われる旅行者等が利用した区域（客室、レストラン、エレベーター、廊下等）のうち手指が頻繁に接触する箇所＝「高頻度接触環境表面（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、流水レバー、便座等）」を中心に実施する。
- 具体的手法は、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示に従って実施してください。

4. 検査後、旅行者に陽性反応が確認されたら

(1) 接触した従業員と他の旅行者の健康確認

- 帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示に従い、当該旅行者に接触した従業員及び他の旅行者を特定する。
- 当該従業員については、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示に基づき、2週間の健康観察（体温やその他症状の有無の確認など）を行う。
- 当該従業員及び他の旅行者が濃厚接触者とみなされた場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示に従う。

(2) 施設の消毒

- 使用した施設等は、速やかにマスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行う。

(3) 他の旅行者等への説明

- 罹患された旅行者の状況により、他の旅行者にも影響を及ぼす場合がある時は、他の旅行者へ説明すると共に、市町役場、観光協会等への連絡する。
- 施設として適切に対応した旨（実施した事実）を伝えるなど、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指導を受けながら慎重に対応する。

(4) 報道の対応

- 都道府県による発表後、報道機関からの取材を受ける場合は、個人情報保護に配慮し、都道府県の記者発表内容を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指導を受けながら慎重に対応する。
- あらかじめ、報道対応窓口を決め、一元的に対応する。
- なお、感染された旅行者や従業員を差別しないように配慮する。

5. 従業員又はその家族に感染が疑われる症状が認められたら

(1) 従業員又はその家族に症状があったら

- 従業員から、本人または家族に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる旅行者に接触した可能性があり発熱など体調不良の申し出があった場合、旅行者の場合と同様、帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡して指示に従う。

(2) 自宅待機

- 帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示があるまでは自宅待機させる。
- ご家族に症状がある場合も同様に、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示があるまで従業員を自宅待機させる。

(3) 施設の消毒

- マスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行う。

(4) 当該従業員と接触した従業員の健康確認

- 当該従業員に接触した従業員を特定するとともに、健康状態を確認する。
- 症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示があるまで従業員を自宅待機させる。

(5) 他の旅行者及び旅行会社への説明については、4(4)と同様。

(6) 報道の対応については、4(6)と同様。

6. 2次被害の防止

役割	確認事項
総務管理	<ol style="list-style-type: none">1. 関係機関との連絡調整 ※緊急連絡体制の整備（事業者毎、申請組織間）2. 施設内での感染拡大防止措置の指示・指導 ※マスク、使い捨て手袋等の着用を徹底3. リネン類の取り扱い4. 従業員の健康チェック5. 感染拡大防止に向けた営業自粛等の協議6. マスコミ対応（施設名公表の可否等）
予約・広報	<ol style="list-style-type: none">1. 旅行者への対応（予約者含む） ※事案の説明と健康状態確認2. 問い合わせへの対応（窓口1本化）
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 地域住民への説明（地域理解）2. 風評被害への対応（従業員の安全） ※従業員及びその家族を含めケア必要3. 旅行会社等への対応（信頼回復）

7. 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な相談窓口

(1) 全般に関してどこに相談して良いか分からない場合

設置場所	相談時間
県（コールセンター） 0570-052-092	24時間（土日、祝日を含む）
厚生労働省 0120-565653（フリーダイヤル）	午前9時から午後9時まで（土日、祝日を含む）

(2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合

【帰国者・接触者相談センター（保健所）】

設置場所	管轄エリア	相談時間
県西健康福祉センター 0289-62-6225	鹿沼市、日光市	平日 午前8時30分から午後8時まで
県東健康福祉センター 0285-82-6997	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	
県南健康福祉センター 0285-22-0302	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	
県北健康福祉センター 0287-22-2679	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	
安足健康福祉センター 0284-41-5900	足利市、佐野市	
宇都宮市保健所 028-626-1114	宇都宮市	

(3) 日本語以外での相談窓口

設置場所	相談時間	対応言語
とちぎ外国人相談サポートセンター 028-678-8282	24時間 （土日、祝日を含む）	英語、中国語、タイ語、ベトナム語、マレー語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、シンハラ語

(4) 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

栃木県新型コロナウイルス感染症防止チェックリスト

事業活動を行うにあたり、以下の取組の遵守をお願いします。

1 対人距離の確保（最低1m）

1-1	施設への入館前、施設利用中において適切な距離を保つよう表示・周知
1-2	販売窓口等の人と人が対面する場所はアクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽
1-3	ソーシャルディスタンスを確保した客席の配置、利用設備等の配置
1-4	複数人で乗るアトラクション等の人数制限
1-5	屋内施設への入場人数の制限

2 衛生管理の徹底

2-1	必要な箇所にアルコール消毒液等の衛生用品を配備
2-2	ドアノブ・テーブル・椅子等の徹底した消毒
2-3	高頻度接触を減らすための取組（ドアの開け放ち、自動水栓や使い捨て物品等の導入）
2-4	手摺・展示ガラス・券売機等の高頻度接触部位の徹底した消毒
2-5	ごみ回収・廃棄時の衛生管理、従業員のユニフォーム等のこまめな洗濯
2-6	トイレでのハンドドライヤーの使用禁止
2-7	機械設備等による換気、または窓の開閉による定期的な換気

3 新しい生活様式に沿ったサービス提供

3-1	HPや場内アナウンス等を活用した感染症対策に関する呼びかけ
3-2	電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払時のコイントレイの使用
3-3	箸やスプーン、コップなどの容器類はできるだけ使い捨てを使用
3-4	食器類は食べ残しや水等の飛沫に注意して回収
3-5	お客様へのうがい、手洗い、手指の消毒の要請
3-6	お客様へのマスク着用の周知

4 従業員等の健康管理の徹底

4-1	社員に対しての衛生管理に係る教育を徹底
4-2	従業員の健康状態（発熱、咳、倦怠感等）について、毎日チェック（検温を毎日2回以上実施）
4-3	出勤時、業務中において定期的なうがい、手洗い、手指のアルコール等消毒の実施を徹底
4-4	体調管理を最優先し、他の人へ感染を拡げない行動を徹底
4-5	全従業員及び出入業者のマスクまたはフェイスシールド着用の励行
4-6	一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにするなど工夫
4-7	従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握

5 感染疑い発生時の適切な対応

5-1	発熱や風邪の症状のあるお客様の救護スペースを可能な限り区分
5-2	保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示に従う

6 業界ガイドラインの遵守

6-1	業界ガイドラインの遵守
-----	-------------